

会員通知 第53号
平成18年 6月 1日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

誤注文に係る体制の整備に伴う「定款」等の一部改正等について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正等を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、異常注文が発注された場合に迅速な措置等を図ることができるよう市場監理体制の見直しを行うものです。また、本所における体制整備に加えて、誤注文が発注されることを防止する観点から、会員において適切な注文管理体制を整備することを求めることとし「定款」等を一部改正するとともに、「会員における注文管理体制に関する規則」を制定することとします。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 誤注文の発注を防止するための会員における体制整備

会員は、本所の市場における有価証券の売買等に関して、誤った内容の注文の受託及び発注を未然に防止するため、社内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備しなければならないこととします。

2. 誤注文に係る情報の開示

(1) 本所による緊急市場情報の開示

誤注文により、市場において混乱が生じることを回避する観点から、当該注文について、本所が緊急市場情報として開示を行うこととします。

(2) 会員による情報開示

本所が緊急市場情報を開示した場合、当該誤注文を発注した会員は、緊急市場情報の開示後遅滞なく誤注文の内容等について情報開示を行うものとします。

なお、「本所が定める日」は、平成18年6月1日といたします。

以上

誤注文に係る体制の整備に伴う「業務規程」等の一部改正等について

(ページ)

1．定款の一部改正新旧対照表	1
2．業務規程の一部改正新旧対照表	2
3．業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
4．会員における注文管理体制に関する規則	4

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(注文管理体制の整備)</u></p> <p><u>第34条の2 会員は、本所が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p><u>(過誤のある注文の公表)</u></p> <p><u>第91条 過誤のある注文が発注された場合であって、本所が必要と認めて公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>第92条から第94条 (略)</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p>第110条 第8条、第15条、第35条、第35条の2、第36条の2、<u>第90条及び第91条</u>に規定する有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなして本定款を適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。ただし、第34条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>第91条及び92条 (削除)</u></p> <p><u>第93条及び第94条 (略)</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p>第110条 第8条、第15条、第35条、第35条の2、第36条の2 <u>及び</u>第90条に規定する有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなして本定款を適用する。</p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(過誤のある注文の公表)</u></p> <p><u>第62条の2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他必要事項を公表することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき、本所が必要と認めて公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(過誤のある注文に係る公表事項)</u></p> <p><u>第30条 規程第62条の2第2項に規定する本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。</u></p> <p><u>(1) 銘柄</u></p> <p><u>(2) 発注した会員の名称</u></p> <p><u>(3) 内容</u></p> <p> <u>a 売付け又は買付けの区別</u></p> <p> <u>b 値段</u></p> <p> <u>c 数量</u></p> <p><u>(4) 売買成立等の状況</u></p> <p> <u>a 発注時刻</u></p> <p> <u>b 取消しの時刻 (すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)</u></p> <p> <u>c 約定値段 (発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。)</u></p> <p> <u>d 売買成立の数量</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

会員における注文管理体制に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第34条の2の規定に基づき、会員が整備する注文管理体制について、必要な事項を定める。

2 前項の注文管理体制の整備は、会員が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、本所の市場における有価証券の売買等（本所の定める売買立会による売買に限る。）に関して、会員における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって本所及び会員の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(社内規則の制定)

第2条 会員は、会員が行う注文管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

- (1) 顧客の注文内容の確認等に関する事項
- (2) 注文の発注制限に関する事項
- (3) 承認者の設置に関する事項
- (4) 社内規則の周知徹底等に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(顧客の注文内容の確認等)

第3条 会員は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。

- (1) 銘柄、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容
- (2) 顧客の資力及び属性、売買商品その他の顧客に関する情報

2 会員は、顧客の資力をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

(注文の発注制限)

第4条 会員は、本所の市場において注文を発注するに当たり、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。

- (1) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限
- (2) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限

(承認者の設置)

第5条 会員は、前条第2号の承認を行う者を本所の市場へ発注を行う部店ごとに設置するものとする。ただし、他の部店を通じて発注を行う場合であって、当該他の部店において当該承認を行うときは、この限りでない。

(注文発注システムによる対応)

第6条 会員は、第4条各号に掲げる制限を当該会員が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとする。

(社内規則の周知徹底等)

第7条 会員は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。